

【商標】 審決・判決のご紹介

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

◆不服 2015-011519

商標法3条1項6号の適用について

<審決の概要>

商標「健康一番黒にんにく」（標準文字）

原査定：

『黒にんにく』は「にんにくが黒くなるほど熟成したもの」を表す語、『健康一番』は「健康が一番大切である」ことを直感させる語であり、健康に資する商品として宣伝・公告の為の文言として認識されるので、これらを結合した商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができず、3条1項6号に該当する。

本審決：

(A)『健康一番』は「健康が最も大切」ほどの意味合いを生じる語、『黒にんにく』は「熟成して黒く変色したにんにく」を表す語だが、これらを結合させた本件商標からは特定の意味合いを生じない。

(B)また、「健康一番黒にんにく」の文言は、自他商品識別機能を有しないと見えるほどに、商品の品質等を表すものとして取引上、普通に用いられていると認めるに足る事実は見いだせなかった。

よって、3条1項6号に該当するとした原査定は妥当でない。

<考察>

[背景]

調べたところ、「健康一番」は多様な分野（食品・医療・ペットフード等）で商品名や屋号に使用されている。一方、「黒にんにく」は審決説示の通り、商品の普通名称ないし品質表示語である。

[問題提起]

結論は妥当。商標全体として、商品等について識別力のない用いられ方をしている例は見受けられなかった。

しかしながら、理論づけには疑問あり。特に(B)は、単に3条1項3号の非該当性をいうものであり、(A)と合わせても同6号該当性を覆すものかどうかは疑問。どういった論理づけが妥当か？

[学説]

本号の適用については。以下の2つの説がある。

①識別力がない商標のみを規定する（厳格な文言解釈）

すなわち、以下の（i）、（ii）が該当する。

- （i）商標の構成により識別力のないもの
- （ii）簡単ではないがありふれた標章

②1～5号の総括的規定であり、独占不適切の標章も規定する（通説）

法務部では、上記②に立った考察を行っている。

[考察]

・過去の審決例を見たところ、以下の3パターンが見受けられる。ただし、（2）は安易に過ぎるのではないか。

- （1）①一種の造語であり、②取引上一般に使用されていないとして、非該当とするもの
- （2）一種の造語だから非該当とするもの
- （3）取引上一般に使用されており、該当とするもの

・6号が1～5号の総括条項とはいえ、各号に該当するものが結合しているという理由だけで安易に適用すべきでないと感じる。やはり適用するためには何らかの規範が必要であり、

- （i）現状において、取引上一般に使用されておらず、
- （ii）特定人に独占使用を認めても問題がないと考えられるもの

という観点から判断すべきでないかと考える（審査基準にて6号の適用事例として挙げられている「地模様」や「標語」等はこのような観点から導き出されるのではないか）。

・6号の適用については、「広く一般に使用されておらず、特定人に独占使用を認めても問題がない」と考えられるかどうかだと考える。

<アドバイス>

単独では識別力がないとして拒絶されるような商標でも、組み合わせれば登録可能性が上がる場合があります。その商品分野でありふれた言葉の組み合わせでも、全体として使われていなければ、出願にトライしてみましょう。

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.